

議案第 2 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が令和3年6月に一部改正され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことに伴い、当該訓令の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「第28条の4及び第28条の5」を「第22条の4」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

改正案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が令和3年6月に一部改正され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことに伴って、当該規程の規定を整備する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 第3条第1項中「第28条の4及び第28条の5」を「第22条の4」に改める。
- (2) この訓令は、公布の日から施行する。（附則第1項）

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改正案	現行
第1条～第2条（略） （着任） 第3条 職員は新たに職員となり又は転勤を命ぜられた場合並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4の規定に基づき採用された場合は、発令の通知を受けた日から7日以内に着任し、着任後速やかに着任届（第1号様式）を所属長に提出しなければならない。 2（略） 第4条～第24条（略）	第1条～第2条（略） （着任） 第3条 職員は新たに職員となり又は転勤を命ぜられた場合並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4及び第28条の5の規定に基づき採用された場合は、発令の通知を受けた日から7日以内に着任し、着任後速やかに着任届（第1号様式）を所属長に提出しなければならない。 2（略） 第4条～第24条（略）

（注）訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第二十二條の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 （省略）

3 第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

4 （省略）

5 （省略）

6 （省略）

○沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第二号）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の

勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。